三重県集客施設時短要請等協力金
よくある質問について
【協力金の申請・算定用】

令和３年１０月１日作成

※本Ｑ＆Ａにおいては、令和 3 年 5 月 9 日から 5 月 31 日までの期間を「第 1 期」、令和 3 年 6 月 1 日から 6 月 20 日（四日市市以外の 11 市町については 6 月 13 日）までの期間を「第 2 期」、令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 30 日までの期間を「第 3 期」としています。

大規模施設運営事業者について

Ｑ１　大規模施設を運営している事業者だが、協力金の計算方法を教えてほしい。

Ａ１　大規模施設運営事業者に対する協力金の算定方法は、以下の 4 種類があります。

基本は、①の方法により算定いただいた金額が支給額となりますが、一定の要件を満たす場合は、②、③、④の方法により算定した額を追加することができます。なお、①の方法による金額が 0 円の場合でも、②、③、④の要件を満たす場合は、追加分のみの申請も可能です。

但し、建築物の総床面積が 1,000 ㎡を超える、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設の運営事業者であることが前提です。

＜①自己利用部分＞

自己利用部分面積 1,000 ㎡毎に 20 万円×時短率×時短日数

※自己利用部分面積については、Ｑ２参照。

※時短率については、Ｑ６参照。

＜②テナント事業者等の把握管理部分＞

施設内のテナント等の店舗数×2 千円×時短率×時短日数

※協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗、及び、特定百貨店店舗を 10 以上有する大規模施設が対象です。

※テナント事業者等の把握管理分の考え方については、Q11、Q12 参照。

＜③特定百貨店店舗分＞

特定百貨店店舗数×2 万円×時短率×時短日数

※特定百貨店店舗を有する大規模施設が対象です。

※特定百貨店店舗については、Q14 参照。

※特定百貨店店舗 1 店舗当たりの協力金については、最終的には特定百貨店店舗に支払われること想定しています。

＜④映画館運営事業者＞
常設スクリーン数×2 万円×時短率×時短日数
　※映画館である大規模施設が対象です。
　※映画館の時短率については、Ｑ６参照。

（参考）早見表

	①自己利用部分	②テナント事業者等の把握管理部分	③特定百貨店店舗分	④映画館運営事業者
テナントなし	○	×	×	×
テナントあり（9以下）	○	×	×	×
テナントあり（10以上）	○	○	×	×
特定百貨店店舗あり（9以下）	○	×	○	×
特定百貨店店舗あり（10以上）	○	○	○	×
テナント及び特定百貨店店舗あり（合計9以下）	○	×	○	×
テナント及び特定百貨店店舗あり（合計10以上）	○	○	○	×
映画館	○	×	×	○

Ｑ２　自己利用部分面積とは、どの部分の面積のことか。

Ａ２　敷地内にある建築物において、大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分の面積を言います。ここには、次の面積を含めることはできません。
①テナント事業者等及び特定百貨店店舗の区画面積
②生活必需品の販売等を行う区画面積
③当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分（階段、エスカレーター、エレベーター、催事等で使用した実績のない通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等）の面積。

　なお、次の面積を自己利用部分面積に含めることができます。
・屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積。

Ｑ３　屋外にある大規模運動施設だが、自己利用部分面積はどの部分の面積になるか。
Ａ３　施設の敷地内にある建築物の総床面積から、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分を差し引いた面積を自己利用部分面積とします。（Ｑ２参照）
　この場合、建築物の床面積を基本とすることから、建築物ではない屋根のない部分や屋外の敷地部分等は自己利用部分面積に含まれません。

Ｑ４　大規模施設である遊園地だが、自己利用部分面積はどの部分の面積になるか。
Ａ４　Ｑ３と同様の考え方になります。

Ｑ５　自己利用部分面積が 1,000 ㎡に満たない場合、協力金はもらえないのか。
Ａ５　テナント等の区画面積や生活必需品等の販売を行う区画面積を差し引いた結果、自己利用部分面積が 1,000 ㎡に満たない場合でも、協力金の支給対象となります。この場合、算定に用いる自己利用部分面積を 1,000 ㎡とみなして協力金の額を計算します。
　但し、建築物の床面積が 1,000 ㎡を超える、要請対象の大規模施設であることが前提です。

Ｑ６　時短率とは何か。
Ａ６　「短縮した時間÷通常の営業時間」のことを言います。
　なお、ここで言う「短縮した時間」とは、夜間時間帯（20 時より翌日 5 時までの間）において短縮した時間のことを言います。

　映画館における時短率とは、「時短営業により上映できなくなった映画の回数÷本来上映する予定であった映画の回数」のことを言います。
　なお、映画配給会社が申請する場合の「本来上映する予定であった映画の回数」とは、スクリーン全体で上映する予定であった映画の回数のことを言います。同一スクリーンで複数の映画配給会社が映画を上映する場合、全ての配給会社の上映を含めた回数としてください。但し、上映できなくなった映画の回数は自社分に限ります。

＜配給会社の時短率の例＞
・スクリーン１で配給会社 A が作品①を 4 回、配給会社 B が作品②を 2 回上映する予定だったが、時短営業により作品①の上映が 3 回になった場合。
→配給会社 A の時短率＝1 回（4 回－3 回）÷6 回（4 回＋2 回）　　となります。

Ｑ７　通常の営業時間は 10 時開店～22 時閉店であるところ、20 時までの時短営業ではなく休業とした。この場合、時短率はどうなるか。

Ａ７　20 時までの時短営業の要請なので、時短率における「短縮した時間」は、「2 時間（22 時から 20 時への 2 時間の短縮）÷12 時間（本来の営業時間）」となります。

Ｑ８　通常の営業時間は 12 時開店～22 時閉店であるところ、開店時間を前倒しし、9 時開店～20 時閉店とした。この場合、時短率はどうなるか。

Ａ８　あくまで通常の営業時間を基準とするため、開店時間を前倒ししたとしても、「2 時間（22 時から 20 時への 2 時間の短縮）÷10 時間（本来の営業時間）」となります。

Ｑ９　曜日によって営業時間が異なる場合、どのように時短率を計算すれば良いか。

Ａ９　最も有利となる曜日の営業時間を選択して、「短縮した時間」と「本来の営業時間」を算出してください。

＜例＞

・月曜日は定休日、火曜日～木曜日は 10 時～21 時営業（11 時間営業）、金曜日は 10 時～22 時（12 時間営業）、土曜日と日曜日は 9 時～22 時営業（13 時間営業）の施設が、20 時までの時短営業とした場合。

→火曜日～木曜日の「短縮した時間÷通常の営業時間」＝「1 時間÷11 時間」
　金曜日の「短縮した時間÷通常の営業時間」＝「2 時間÷12 時間」
　土曜日と日曜日の「短縮した時間÷通常の営業時間」＝「2 時間÷13 時間」
　⇒この場合、最も有利となる金曜日を選択して時短率を算出。

Q10　生活必需物資販売・サービスとは何か。

Ａ10　安定的な生活の確保に不可欠な物品の販売やサービスを提供する事業のことを言います。

＜例＞

・スーパーマーケットやホームセンター、家電販売店、ドラッグストア等の小売関係
・銭湯や理美容店、集会の用に供する部分を除くホテル・旅館等のサービス関係

※これらの事業を営む場合は要請の対象外となることから、協力金も対象外となります。（テナント事業者としての本協力金の支給対象となる場合を除く。　Q20 参照。）

Q11　テナント店舗の把握管理分とは何か。

Ａ11　多数のテナント等を持つ大規模施設において、テナント等の把握管理に負担が生じ

ていることを踏まえて、支給するものです。
　なお、テナント店舗の把握管理分については、次の店舗が合計 10 以上存在する大規模施設であることが必要です。
・協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗
・特定百貨店店舗

Q12　運営している大規模施設内にテナント店舗が 50 店舗存在しているが、そのうち、大規模施設の時短営業の影響を受けていない店舗が 30 店舗ある。また、特定百貨店店舗が 10 店舗存在しているが、そのうち大規模施設の時短営業の影響を受けていない店舗が 5 店舗ある。この場合、テナント店舗の把握管理分と特定百貨店店舗分はどうなるか。
A12　テナント等の把握管理分の対象となるテナント店舗とは、協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗であることから、全体のテナント店舗数（50）から大規模施設の時短営業の影響を受けていない店舗数（30）を差し引いた 20 店舗となります。
　一方、特定百貨店店舗については、協力金の支給対象となっていなくても店舗数に含めることができるため、10 店舗となります。
　よって、テナント店舗の把握管理分は 30 店舗（テナント 20 店舗＋特定百貨店店舗 10 店舗）、特定百貨店店舗分は 10 店舗として計算します。

Q13　建築物の床面積は 1,000 ㎡を超えている時短要請の対象施設だが、全てテナントに貸しており、自己利用部分がない（0 ㎡）。この場合、自己利用部分面積の協力金の額はどうなるか。また、テナント店舗の把握管理分を受給することは可能か。
A13　自己利用部分面積が 0 ㎡の場合、自己利用部分面積についての協力金は 0 円となります。但し、協力金の支給対象となるテナント店舗を 10 以上有している場合等、一定の要件を満たす場合は、テナント店舗の把握管理分等のみの支給を受けることも可能です。（Q11、Q12 参照）
　なお、当該施設の時短営業について、決定権限を有していることが前提です。

Q14　特定百貨店店舗とは何か。
A14　特定百貨店店舗とは、当該店舗の売上が百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗のことを言います。

Q15　ショッピングモールを運営している。同一敷地内にＡ館とＢ館があり、それぞれ建物として独立しているが、Ａ館とＢ館をあわせて一体のサービスを提供している。この場

合、どのように申請すれば良いか。

Q15　建物として完全に独立している場合でも、複数の施設で一体のサービスを提供している場合は、A館とB館をあわせて1つの施設として申請してください。

なお、A館とB館の床面積がいずれも1,000㎡を超えている要請対象施設である場合は、A館とB館を分けて、2施設として申請することも可能です。但しこの場合、テナント店舗の把握管理分を計算するための店舗数は、A館とB館それぞれのテナント店舗数で判断することになります。（合算することはできません。）

Q16　同一敷地内でパチンコ店とおもちゃ屋を運営している。この場合、どのように申請すれば良いか。

A16　各施設において提供しているサービスが全く異なる場合は、同一敷地内に建っている施設だとしても、別々の施設として申請してください。この場合、それぞれの施設において、床面積が1,000㎡を超える要請対象施設であるか否かの判断が必要です。

Q17　大規模施設内にテナントとして入居する映画館を運営しているが、どのように申請すれば良いか。

A17　映画館の床面積が1,000㎡を超えており、自己の判断で時短営業を決定した等、大規模施設運営事業者としての要件を満たす場合は、大規模施設としての協力金の申請対象となります。この場合、自己利用部分に係る協力金とあわせて、常設スクリーン数に応じた協力金の申請も可能です。

映画館の床面積が1,000㎡以下の場合は、テナント事業者としての協力金の申請対象となります。但し、この場合は、店舗面積に応じた協力金のみの申請となり、常設スクリーン数に応じた協力金の申請をすることはできません。

なお、映画館の床面積が1,000㎡を超える場合であっても、テナント事業者としての申請要件を満たす場合は、テナント事業者として申請することも可能です。この場合、店舗面積に応じた協力金のみの申請となり、常設スクリーン数に応じた協力金の申請をすることはできません。

テナント事業者等について

Q18　協力金の申請ができるテナント事業者とはどのような事業者か。

A18　要請対象大規模施設運営事業者との契約に基づき、当該大規模施設の区画を賃借し（要請対象大規模施設の敷地内において当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことも含む。）、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む事業者、かつ、当該大規模施設が時短営業を行ったことに伴い時短営業を行

った店舗を営む事業者のことを言います。

Q19　テナント事業者だが、協力金の計算方法を教えてほしい。

A19　テナント事業者に対する協力金の算定方法は、以下の２種類があります。

①又は②の方法により算定いただいた金額が支給額となります。但し、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設内に入居し、当該大規模施設が時短営業を行ったことに伴い時短営業を行ったテナント店舗を営む事業者であることが前提です。

＜①テナント事業者＞

店舗面積 100 ㎡毎に２万円×時短率×時短日数

※時短率の考え方は、大規模施設における時短率の考え方と同様です。（Ｑ６参照）

＜②映画配給会社＞

映画の終了時刻が 21 時を越える予定だった常設スクリーン数×2 万円×時短率×時短日数

※映画配給会社における時短率については、Ｑ６を参照してください。

Q20　生活必需物資販売や生活必需サービスを取り扱うテナントである場合、協力金はもらえないのか。

A20　テナント事業者については業種を問いません。入居している大規模施設が要請対象施設であり、かつ、要請に全面的に協力したことに伴い一体的に時短営業を行った場合であれば、協力金の対象となります。

Q21　要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設にテナントとして入居している飲食店だが、どの協力金の対象となるか。

A21　飲食店を運営する事業者の場合、原則「三重県飲食店時短要請等協力金」を申請してください。但し、「三重県飲食店時短要請等協力金」の対象となっていない下記の店舗であって、かつ、テナント事業者としての要件を満たす場合は、本協力金の申請が可能です。

＜例＞

・テイクアウト専門店

・キッチンカー　　…等

※「三重県飲食店時短要請等協力金」の支給要件に該当する場合は、本協力金の申請はできません。また、「三重県飲食店時短要請等協力金」と本協力金の重複受給はできません。

Q22　店舗面積が 100 ㎡に満たない場合、協力金はもらえないのか。

A22　店舗面積が 100 ㎡に満たない場合でも、協力金の支給対象となります。この場合、算定に用いる店舗面積を 100 ㎡とみなして協力金の額を計算します。

　但し、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設内に入居し、当該大規模施設が時短営業を行ったことに伴い時短営業を行ったテナント店舗を営む事業者であることが前提です。

Q23　要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設内に入居するテナントだが、通常時から 20 時を越えて営業していない。協力金の計算はどのようにすれば良いか。

A23　通常時から 20 時を越えて営業していないテナントについては、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設内に入居しているとしても、協力金の対象にはなりません。

Q24　映画配給会社が協力金を算定する際の常設スクリーン数とは何か。

A24　映画配給会社が申請する際の上映する映画の終了時刻が 21 時を越える予定だったスクリーンの数を言います。この場合、スクリーン（上映室）を店舗とみなし、映画配給会社を店舗の運営事業者とみなします。

　但し、1,000 ㎡を超える大規模施設である映画館が有する常設スクリーンで上映することが前提です。

Q25　特定百貨店店舗を運営しているが、協力金の申請は可能か。

A25　テナント事業者にあたらないことから、本協力金の申請はできません。（Q１、Q18 参照）

Q26　要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設に入居している、店舗面積が 1,000 ㎡を超えるテナント事業者だが、大規模施設として協力金を申請することは可能か。

A26　可能です。但し、三重県が時短営業を要請していない施設（生活必需物資販売等）を除きます。大規模施設として申請するためには、三重県が時短営業を要請した施設に該当し、かつ、自己の判断で時短営業を決定した等の大規模施設運営事業者としての申請要件を満たしていることが必要です。

　なお、大規模施設運営事業者としての協力金と、テナント事業者としての協力金の重複受給はできません。

Q27　要請対象となっている 3 つの大規模施設に入居するテナント店舗を運営している事業者だが、3 つの入居先のうち 1 つの大規模施設が時短営業を行わなかったため、当該大規模施設に入居するテナント店舗は時短営業を行っていない。この場合、運営する全てのテナント店舗が協力したわけではないため、協力金はもらえないのか。

A27　テナント事業者に対する協力金は、要請対象の大規模施設が要請に応じて時短営業を行ったことに伴い、一体的に時短営業を行った店舗を運営する事業者に対して支給するものであるため、運営する全てのテナント店舗が時短営業を行っていなかったとしても、協力金の支給対象となります。

　なお、この場合に申請できるテナント店舗は、要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設に入居し、当該大規模施設が時短営業を行ったことに伴い時短営業を行ったテナント店舗に限ります。

非飲食業カラオケ事業者について

Q28　昼間にほかの事業を行っており、夜の時間（２０時を超えた時間）に飲食店の営業許可のないカラオケ設備の提供を行っている。この場合は協力金の支給対象の対象となるのか？

A28　要請期間中、カラオケ設備を提供する店舗を休業いただくか、酒類（持ち込み含む）、カラオケの提供をとりやめたうえで、２０時から翌日午前 5 時まで営業を行わない時短営業に協力いただければ、協力金の支給対象になります。ただし、要請期間の前に、飲食店の営業許可を受けていないが、実際には飲食の提供を行っていた店舗は対象外です。

その他

Q29　第１期（5 月 9 日から 5 月 31 日）分にて申請済みである。第３期（8 月 20 日から 9 月 30 日）分の申請をするにあたり、第１期分から添付書類の内容に変更がない場合も同じ書類を提出しなければならないか。

A29　第１期分申請済みで、提出する書類の内容に変更がない場合は、省略可能としている書類もあります。詳細については、県 HP 掲載の申請受付要項をご確認ください。

Q30　第２期（6 月 1 日から 6 月 20 日）分にて申請済みである。第３期（8 月 20 日から 9 月 30 日）分の申請をするにあたり、第２期分から添付書類の内容に変更がない場合も同じ書類を提出しなければならないか。

A30　第２期分申請済みで、提出する書類の内容に変更がない場合は、省略可能としている書類もあります。詳細については、県 HP 掲載の申請受付要項をご確認ください。

Q31　映画配給会社が個々の映画館での上映回数を把握することは困難であるため、映画館運営事業者が映画配給会社分も取りまとめのうえ申請することは可能か。また、その場合、どのように申請すれば良いか。

A31　映画業界の実情を勘案し、映画館運営事業者が映画配給会社分の計算を行ったうえで、映画配給会社分を取りまとめて申請することを可能とします。

但し、この場合、必ず映画配給会社から協力金の申請等に関する委任状が必要になります。映画配給会社からの委任状を作成のうえ、申請書類とあわせて提出してください。（※三重県にて委任状の様式を作成予定です。準備ができ次第、県ホームページに掲載しますのでご活用ください。）

なお、映画館運営事業者が映画配給会社分の計算を行う場合は、映画配給会社用の計算シート（テナント事業者等用の第１号様式別紙②）を使用して計算してください。

※委任状はコピーではなく、原本を提出してください。